

令和4年4月18日

お客様各位

熊本信用金庫

「キャッシュカード」による他行庫・コンビニATMの出金限度額設定について

平素は当金庫をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

近年、特殊詐欺の被害として、搾取されたカードでの出金がコンビニATM等で行われる傾向にあり、他行庫ATM（他行・他金庫・コンビニ）での出金規制は被害防止に効果的と思われ、口座単位に他行庫取引のみを対象とした出金限度額管理が行えるようシステム対応を実施いたしましたので、お知らせいたします。

記

《対応する内容》

1. 対象となるお客様

当金庫のキャッシュカードを保有するお客様

2. 利用制限の内容

1日の自動機からの支払限度額とは別に他行庫・コンビニATMからの「他行庫利用限度額」を新設し、限度額を設定いたします。

(例) 1日の自動機からの支払限度額100万、他行庫利用限度額を30万に設定した場合

当金庫で50万、他行庫・コンビニで50万のお引出しを行った場合、支払限度額100万の範囲内ではありますが、他行庫利用限度額の上限を超えるため、お引出しはできません。

※なお、共同設置ATM参加金融機関の顧客取引であっても他金庫取引の扱いとなります。ただし、当金庫が幹事金融機関である共同ATM（熊本市役所・熊本県庁・鶴屋百貨店・ゆめタウンサンピアン）は、当金庫取引の扱いとなります。

3. 対応開始日

2022年4月18日（月）より

4. キャッシュカードでの「他行庫利用限度額」を希望されるお客様

「他行庫利用限度額」を希望される場合は、平日の営業時間内に当金庫窓口へキャッシュカードと本人確認書類をご持参のうえ、お申し出ください。

※ご不明な点がございましたら、お近くの営業店窓口までお問い合わせください。

以上